

三次市教育委員会告示第14号

三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年6月9日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、三次市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の求めに応じ、史跡寺町廃寺跡の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定における基本的かつ総合的な事項について検討するため、三次市史跡寺町廃寺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育長に提言する。

- (1) 保存活用計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 三次市文化財保護委員会委員
- (2) 学識経験等を有する者

(3) その他教育長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、また、やむを得ず欠席するとき、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 委員会に5人以内のオブザーバーを置き、教育委員会が委嘱する。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長の求めに応じて必要な意見を述べる。

(委員及びオブザーバーの任期)

第6条 委員及びオブザーバーの任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報を扱うとき。

(2) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(3) その他、公開に適さないと委員長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第9条 委員会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、委員長が

前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 1 0 条 委員会の庶務は、教育委員会文化と学びの課において処理する。

(その他)

第 1 1 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 6 月 9 日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。